

議案第5号

公平委員会委員の選任について

次の方を佐野市公平委員会委員に選任することについて、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるます。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金子 裕

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業	所属政党
[REDACTED] [REDACTED]	青田 裕	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

理 由

本市の公平委員会委員 青田 裕 様は、本年6月2日をもって任期満了となりますので、その後任者を選任することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

参 考

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

- 第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。
- 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。
- 3 …省 略…
- 4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。
- 5-8 …省 略…
- 9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員

(省略) の職 (執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。) を兼ねることができない。

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11・12 …省 略…

履歴書

住 所 [REDACTED]

青 田 裕 生
[REDACTED]

学歴

1 平成19年 3月 [REDACTED]

職歴

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1 平成20年12月 | [REDACTED] |
| 1 平成20年12月 | [REDACTED] |
| 1 平成24年 5月 | [REDACTED] |
| 1 平成24年 5月 | [REDACTED] |
| 1 平成30年 4月 | 佐野市公平委員会委員に就任 現在に至る |
| 1 平成30年 4月 | 佐野市行政不服審査会委員に就任 現在に至る |

賞 罰

[REDACTED]